堺市

○教育委員会委員再任
　内藤早苗委員は、十月一日再任された。
○監査委員再任
　小杉茂雄委員は、十月一日再任された。
　新　旧　防災計画室長　職員　大丸　一（十月一日）

神戸市

○教育委員会委員再任
　大塚明委員及び森脇俊道委員は、十月十一日再任された。
○人事委員会委員再任
　田邉重徳委員は、十月十一日再任された。

広島市

○選挙管理委員会委員選挙
　倉田治委員、古田碩永委員、原田尚武委員及び平田冨美子委員は、十月十日任期満了となるため、九月二十九日次の者が選挙された。
　選挙管理委員会委員　山口　富久
　同　岡田　義之　同　平田冨美子
　同　二國　則昭
○人事委員会委員再任
　小原久美子委員は、十月一日再任された。

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する
（国立大学法人職員）　棚橋　由彦

従五位に叙する
（広島大学名誉教授）　竹屋　範英

正五位に叙する
　後藤　増雄　下村　茂雄
　小倉　修悟　中島　晃策

従五位に叙する
　新井　秀男　千島　一朗
　新居　治　福田　稔臣
　釼持　晃　三浦　実義
　村田　篤　力野　芳史

正六位に叙する（各通）
　正八位
　鴨志田秋雄　千葉　正春
　山崎　幸人　内田　政治
　大西伊三郎　工藤　正悦
　田代　齊　中村　源次
　原　喜一　松橋　忠男

正七位に叙する（各通）
　足澤　忠宏　大津　隆士
　山澤　久衛　竹屋　範英

従四位に叙する
　正八位
　木村　勇海　品野　敏子
　轟木　裕　中平　政秀
　山田　克已　渡邊　芳二

従五位に叙する（各通）
　青木　早苗　川原　正剛
　塩見　秀彦　清水　春男
　平嶋　壽　三浦　昂
　荒川　享　植田　次生
　境　松雄　早川　滿

従六位に叙する（各通）
　土屋喜司雄　丸田　登　森田　政敏

正七位に叙する（各通）
（一橋大学名誉教授）　細谷　千博

従七位に叙する（各通）
（広島大学名誉教授）　三好　喬

正四位に叙する
　正七位
　佐久間　貞　中村　悟
　太田　芳一　岡　和彦
　末永　四郎　辻　明
　山口　晴彦　湯地　輝雄

従五位に叙する（各通）
　會田運四郎　平田恭仁夫

従六位に叙する（各通）
　井手　政幸　宮河　茂明

正六位に叙する（各通）
　米澤　儀一　井田　定雄
　友永利喜男

従七位に叙する
（富山大学名誉教授）　井村　定久

正八位に叙する（以上九月二十一日）
正四位に叙する（九月二十二日）
（石川工業高等専門学校名誉教授）　山下　實

従四位に叙する
（簡易裁判所判事）　坂元　広之

従五位に叙する
　田中　朝晴　深田　廣

従六位に叙する（以上九月二十三日）
　廣井　榮次　土井　潔

従六位に叙する（九月二十五日）

正六位に叙する
　小倉　修悟　大森　茂
　曽谷　保信　千島　一朗

従六位に叙する（以上九月二十七日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける
　池戸　二　庄司　久
　新西　春美　木下　茂富
　高橋　幸　大上　順啓
　後藤　増雄　棚橋　由彦
　大西伊三郎　新居　治

旭日双光章を授ける
　原　喜一　山澤　久衛

瑞宝小綬章を授ける（各通）
　新井　秀男　釼持　晃

瑞宝双光章を授ける（各通）
　大津　隆士　山崎　幸人

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十九日）
（広島大学名誉教授）　竹屋　範英

瑞宝中綬章を授ける
　青木　早苗　品野　敏子
　中平　政秀　早川　滿
　三浦　実義

瑞宝双光章を授ける（各通）
　川原　正剛　塩見　秀彦
　丸田　登　三浦　昂

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十日）
　土屋喜司雄　中村　悟

瑞宝小綬章を授ける
　太田　芳一　岡　和彦
　平田恭仁夫　福重　二郎
　山口　晴彦　横山　武司

瑞宝双光章を授ける（各通）
　井田　定雄　米澤　儀一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十一日）
　辻　明　宮河　茂明

瑞宝双光章を授ける（簡易裁判所判事）
　坂元　広之

瑞宝単光章を授ける（九月二十三日）
　菊地　君平

瑞宝双光章を授ける（九月二十五日）

皇室事項

御弔電

　天皇陛下は、サウジアラビア国皇太子スルタン・ビン・アブドルアジーズ・アール・サウード殿下薨去につき、十月二十四日同国二聖モスクの守護者国王へ御弔電を発せられた。

御答信

　天皇陛下から八月二十三日ウクライナ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月六日御答信があった。

御答電

　天皇陛下から九月二十二日サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王へ発せられた御祝電に対し、十月十一日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

　外務大臣　玄葉光一郎

　平成二十三年十月二十六日

　次に掲げる者は、死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨が警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十三年十一月二十九日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。